

○三重大学自然科学系技術部技術長等の解任に関する申し合わせ

(趣旨)

第 1 条 この申し合わせは、三重大学自然科学系技術部の技術長及び技術長補佐の解任について定めるものである。

(技術長又は技術長補佐の解任)

第 2 条 技術長又は技術長補佐が次の各号のいずれかに該当する場合には、解任させることがある。

- (1) 勤務成績がよくない場合
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 職務上の義務違反がある場合
- (4) 相当の理由により、技術長又は技術長補佐自らが職務に堪えないと判断したとき
- (5) その他、技術長又は技術長補佐たるに適しないと認められる場合

2 技術長又は技術長補佐の解任の決定は運営委員会の議による。

附 則

この申し合わせは、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。